

議第181号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
東原村木沢線	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
四日町日月山線	〃		〃	〃	〃
旅籠町八日町線	〃		〃	〃	〃
山形老野森線	天童		〃	〃	天童市
北本町飛田線	新庄		〃	〃	新庄市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
桐町成田線	長井		〃	〃	長井市
羽黒橋加茂線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
藤島駅笹花線	〃		〃	〃	〃
道形黄金線	〃		〃	〃	〃
豊里十里塚線	酒田		〃	〃	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第182号

下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (山形処理区)	山形		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	山形市
〃 (〃)	上山		〃	〃	上市市
〃 (〃)	天童		〃	〃	天童市
〃 (〃)	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
〃 (〃)	〃	中山	〃	〃	中山町
〃 (村山処理区)	天童		〃	〃	天童市
〃 (〃)	西村山	河北	〃	〃	河北町
〃 (〃)	村山		〃	〃	村山市
〃 (〃)	東根		〃	〃	東根市
〃 (〃)	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
〃 (〃)	北村山	大石田	〃	〃	〃

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南陽		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	南陽市
〃 (〃)	東置賜	高島	〃	〃	高島町
〃 (〃)	〃	川西	〃	〃	川西町
最上川下流域 下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 (〃)	酒田		〃	〃	酒田市
〃 (〃)	東田川	三川	〃	〃	三川町
〃 (〃)	〃	庄内	〃	〃	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

下水道事業(単独)に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

議第183号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
山 形 山 寺 線	山 形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山 形 市
蔵 王 公 園 線	〃		〃	〃	〃
山 形 山 辺 線	〃		〃	〃	〃
山 形 永 野 線	〃		〃	〃	〃
東 山 七 浦 線	〃		〃	〃	〃
上 山 蔵 王 公 園 線	上 山		〃	〃	上 山 市
山 形 上 山 線	〃		〃	〃	〃
天 童 大 江 線	天 童		〃	〃	天 童 市
天 童 寒 河 江 線	〃		〃	〃	〃
山 形 朝 日 線	東村山	山 辺	〃	〃	山 辺 町
貫 見 間 沢 線	西村山	西 川	〃	〃	西 川 町
中山三郷寒河江線	〃	朝 日	〃	〃	朝 日 町
白 滝 宮 宿 線	〃	〃	〃	〃	〃
大 江 西 川 線	〃	大 江	〃	〃	大 江 町
大 石 田 畑 線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
新 庄 戸 沢 線	新 庄		〃	〃	新 庄 市

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
真室川 鮭川線	最上	真室川	道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	真室川町
砂子沢小又釜淵線	〃	〃	〃	〃	〃
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
大石田畑線	〃	〃	〃	〃	〃
真室川 鮭川線	〃	鮭川	〃	〃	鮭川村
米沢高島線	米沢		〃	〃	米沢市
赤湯宮内線	南陽		〃	〃	南陽市
大塚米沢線	東置賜	川西	〃	〃	川西町
玉川沼沢線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
長井白鷹線	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
長井飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
鶴岡羽黒線	〃		〃	〃	〃
浜中余目線	酒田		〃	〃	酒田市
田沢下新田線	〃		〃	〃	〃
安田砂越停車場線	〃		〃	〃	〃
山形朝日線	山形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
大江西川線	西村山	西川	〃	〃	西川町
左沢浮島線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
国道347号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
尾 花 沢 関 山 線	尾花沢		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	尾花沢市
銀 山 温 泉 線	〃		〃	〃	〃
大 石 田 畑 線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
大石田名木沢線	〃	〃	〃	〃	〃
次 年 子 大 浦 線	〃	〃	〃	〃	〃
新 庄 停 車 場 線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
新 庄 戸 沢 線	〃		〃	〃	〃
大 石 田 畑 線	最 上	舟 形	〃	〃	舟 形 町
舟 形 大 蔵 線	〃	〃	〃	〃	〃
曲 川 新 庄 線	〃	鮭 川	〃	〃	鮭 川 村
西 郡 居 口 線	〃	〃	〃	〃	〃
玉庭時田糠野目線	米 沢		〃	〃	米 沢 市
国 道 2 8 7 号	東置賜	川 西	〃	〃	川 西 町
米 沢 飯 豊 線	〃	飯 豊	〃	〃	飯 豊 町
藤 島 羽 黒 線	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
国 道 2 8 6 号	山 形		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	山 形 市
山 形 山 寺 線	〃		〃	〃	〃
山 形 天 童 線	〃		〃	〃	〃
宝 沢 坊 原 線	〃		〃	〃	〃
大 森 中 野 線	〃		〃	〃	〃

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
白石上山線	上山		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	上山市
山形朝日線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
田代白岩線	寒河江		〃	〃	寒河江市
樽石河北線	西村山	河北	〃	〃	河北町
国道112号	〃	西川	〃	〃	西川町
寒河江西川線	〃	〃	〃	〃	〃
大江西川線	〃	大江	〃	〃	大江町
東根尾花沢線	村山		〃	〃	村山市
湯野沢寒河江線	〃		〃	〃	〃
東根長島線	〃		〃	〃	〃
東根尾花沢線	東根		〃	〃	東根市
新田神町停車場線	〃		〃	〃	〃
国道347号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
東根尾花沢線	〃		〃	〃	〃
新庄長沢尾花沢線	〃		〃	〃	〃
大石田畑線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
土内五日町線	新庄		〃	〃	新庄市
平岡日当線	最上	金山	〃	〃	金山町
向町最上西公園線	〃	最上	〃	〃	最上町
新庄次年子村山線	〃	舟形	〃	〃	舟形町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道344号	最上	真室川	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	真室川町
西郡居口線	〃	〃	〃	〃	〃
大石田畑線	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
新庄鮭川戸沢線	〃	鮭川	〃	〃	鮭川村
新庄鮭川戸沢線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
関根李山線	米沢		〃	〃	米沢市
板谷米沢停車場線	〃		〃	〃	〃
綱木米沢停車場線	〃		〃	〃	〃
米沢南陽白鷹線	南陽		〃	〃	南陽市
原中川停車場線	〃		〃	〃	〃
国道287号	東置賜	川西	〃	〃	川西町
川西小国線	〃	〃	〃	〃	〃
中時庭線	長井		〃	〃	長井市
玉川沼沢線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
長者原下新田線	〃	〃	〃	〃	〃
国道348号	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
山形白鷹線	〃	〃	〃	〃	〃
岳谷上屋地線	西置賜	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道112号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
国道345号	酒田		〃	〃	酒田市

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
吹 浦 酒 田 線	酒 田		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	酒 田 市
余 目 温 海 線	東田川	庄 内	〃	〃	庄 内 町
吹 浦 酒 田 線	飽 海	遊 佐	〃	〃	遊 佐 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第184号

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
西 向	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	山 形 市
地 蔵 堂	〃		〃	〃	〃
小 漆 川	西村山	大 江	〃	〃	大 江 町
大 淀	村 山		〃	〃	村 山 市
富 沢	最 上	最 上	〃	〃	最 上 町
平 岡 下	〃	真室川	〃	〃	真室川町
神 田	〃	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村
津 谷 (2)	〃	〃	〃	〃	〃
濁 沢	〃	〃	〃	〃	〃
池 黒 (1)	南 陽		〃	〃	南 陽 市
漆 山 (6)	〃		〃	〃	〃
箕 和 田	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
高 岡	〃	〃	〃	〃	〃
関 寺	〃	〃	〃	〃	〃
大 林 寺	〃	〃	〃	〃	〃
中 沢	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
横 町	鶴 岡		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	鶴 岡 市
後 口 山	酒 田		〃	〃	酒 田 市
山 楯	〃		〃	〃	〃
吉 ヶ 沢	〃		〃	〃	〃
下 夕 村	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。